

(一社)大河原町観光物産協会ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人大河原町観光物産協会（以下「協会」という。）がインターネット上に公開している一般社団法人大河原町観光物産協会ホームページ（以下「協会ホームページ」という。）への広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 協会ホームページに掲載できる広告はバナー広告とし、広告の画像及びそのリンク先のページ内容又は広告を掲載しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 協会会員でない者
- (2) 協会ホームページの公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人もしくは団体等の意見広告に関わるもの
- (4) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (7) 法令に違反するもの
- (8) 前各号に定めるもののほか、協会ホームページに掲載することが適当でないと会長が認めるもの

(広告掲載の位置及び掲載順)

第3条 広告を掲載する位置は、協会ホームページのトップページ上とし、掲載順は申し込み順とする。

(広告の規格等)

第4条 協会ホームページに掲載することができる規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 広告枠1枠当たり縦60ピクセル、横186ピクセルとする。
- (2) 形式 画像形式は、G I F、J P E GまたはP N Gのいずれかの形式とし、アニメーション、ロールオーバー等の画面が変化するものは不可とする。
- (3) 容 量 データ容量は4 K B以下とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は1年単位とし、掲載申し込みがあった期間とする。

(広告の掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり年額5,000円とする。

(広告の掲載申込)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、一般社団法人大河原町観光物産協会ホームページ掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告案（電子データを含む）を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の掲載申込書を受け取る際に、申込者に関する資料及びリンク先の内容等必要とする資料を申込者に求めることができる。

3 同一申請者が申し込める広告掲載数は、1年につき1枠とする。

(掲載の決定)

第8条 会長は、前条の掲載申込書を受理したときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を決定の上、一般社団法人大河原町観光物産協会ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条の広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに広告掲載料を前納しなければならない。ただし、会長が特に必要と認めたときはこの限りではない。

(広告バナーの作成及び提出)

第10条 広告主は、会長が指定する期日までに掲載申込時に提出した広告案による広告原稿(電子データ)を、広告主の負担により作成し提出しなければならない。

(掲載決定の取消)

第11条 会長は、次のいずれかに該当するときは広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定された期日までに広告掲載料の納付がないとき

(2) 指定された期日までに広告原稿(電子データ)の提出がないとき

(広告内容等の変更の求め)

第12条 会長は、広告掲載後に広告内容等が法令に違反し、若しくはそのおそれがあり、又は本要綱に抵触していると認められたときは、リンクの一時的解除及び内容の変更を広告主に対して求めることができる。

(広告の削除等)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続きを経ることなく、掲載の一時中止又は広告の削除をすることができる。

(1) 前条に規定する変更の求めに広告主が応じないとき

(2) 協会ホームページに掲載している広告、そのリンク先の内容又は広告主が第2条各号のいずれかに該当したとき

2 協会は、前項の規定により掲載の一部中止又は広告の削除をした場合において、広告主が損害を受ける場合があっても、その賠償の責めを負わない。その場合、掲載の一部中止又は広告の削除を行った年の広告掲載料は返還しない。

(広告内容の変更)

第14条 広告主は、年を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、会長に対し、一般社団法人大河原町観光物産協会ホームページ掲載広告等変更申込書(様式第3号)を変更後の広告原稿(電子データ)を添えて提出し、承認を得

るものとする。

(広告掲載の取止め)

第 15 条 広告主は、自己の都合により協会ホームページへの掲載取り止めをしようとするときは、会長に対し一般社団法人大河原町観光物産協会ホームページ広告掲載取止申出書(様式第 4 号)を提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申出書を受理したときは、掲載の広告を削除するものとする。

3 会長は、前項の規定により広告の掲載を取り止めたときは、納入した広告掲載料は返還しない。

(広告が掲載できなかった期間に対する還付)

第 16 条 広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときには、会長は当該広告の掲載できなかった期間に応じ、別表のとおり当該広告主に広告掲載料を返還するものとする。ただし、次に掲げる理由により、協会ホームページを一時停止した場合は返還をしないものとする。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が生じた場合

(3) その他公益上やむを得ない場合

(広告主の責務)

第 17 条 広告主は、広告内容及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第 8 条の規定により決定を受けた協会ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(掲載期間延長)

第 18 条 掲載期間満了の 1 ヶ月前までに、一般社団法人大河原町観光物産協会ホームページ広告掲載取止申出書(様式第 4 号)の提出がないときは、本要綱と同一条件で更に 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 16 条関係）

掲載できなかつた期間	還付
～ 1 ヶ月未満	0 円
1 ヶ月～ 6 ヶ月未満	2,500 円
6 ヶ月～ 1 年	全額

様式第1号（第7条関係）

（一社）大河原町観光物産協会ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

一般社団法人大河原町観光物産協会長 殿

住 所
申込者 会員名

（一社）大河原町観光物産協会ホームページに広告を掲載したいので、以下のとおり申し込めます。広告掲載にあたっては、「（一社）大河原町観光物産協会ホームページ広告掲載取扱要綱」を遵守します。

掲 載 希 望 期 間	令和3年 月 日から 令和4年 9月 30日まで ※掲載期間は1年単位で記載願います。
掲 載 希 望 枠 数	枠 (バナーのサイズ：縦60ピクセル・横186ピクセル)
バナー広告の名称	
リンク先URL	http
リンク先ホームページの内容	
広 告 掲 載 料	円 (1年間 5,000円)
担当者・職名・氏名 電 話 ・ F A X メー ル ア ド レ ス	

（一社）大河原町観光物産協会ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

一般社団法人大河原町観光物産協会会長

年 月 日付で申し込みのありました（一社）大河原町観光物産協会ホームページの広告掲載について、（一社）大河原町観光物産協会ホームページ広告掲載取扱要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない （その理由）	
広 告 掲 載 内 容	バナー広告の名称	
	リンク先 URL	http
広 告 掲 載 場 所	（一社）大河原町観光物産協会ホームページトップページ	
広 告 掲 載 枠	枠（バナーの大きさ：縦 60 ピクセル・横 186 ピクセル）	
広 告 掲 載 期 間	年 月 日から 年 9 月 30 日	
広 告 掲 載 料	円（1 年間 5,000 円）	
広 告 掲 載 料 納 入 期 限	年 月 日	
掲 載 デ ー タ 入 稿 期 限	年 月 日	
備 考	次に該当する場合、広告掲載の決定を取り消すことがあります。 1. 指定した期日までに広告掲載料の納入がないとき 2. 指定した期日までに広告の電子データの提出がないとき 3. その他、（一社）大河原町観光物産協会ホームページ広告掲載取扱要綱の規定に違反したとき	

（一社）大河原町観光物産協会ホームページ掲載広告等変更申込書

年 月 日

一般社団法人大河原町観光物産協会長 殿

住 所

申込者 会員名

（一社）大河原町観光物産協会ホームページに掲載されている広告等の変更について、次のとおり申し込みします。

変 更 希 望 日	年 月 日
バナー広告の名称	
広告の変更内容	<p>○変更する内容にチェックを入れてください。</p> <p>1. バナー広告の名称変更 <input type="checkbox"/>変更あり <input type="checkbox"/>変更なし ※変更がある場合は原稿を添付してください。</p> <p>2. リンク先URLの変更 <input type="checkbox"/>変更あり <input type="checkbox"/>変更なし ※変更がある場合の内容</p> <p><input type="checkbox"/>入れ替え変更がある場合は、リンク先URLを記入し 内容が分かる資料を添付してください。 変更後の http _____</p> <p><input type="checkbox"/>リンク先の一部に変更がある場合は、変更が分かる 資料を添付してください。</p> <p>3. その他の変更</p>

様式第4号（第15条、第18条関係）

（一社）大河原町観光物産協会ホームページ広告掲載取止申出書

年 月 日

一般社団法人大河原町観光物産協会長 殿

住 所

申込者 会員名

（一社）大河原町観光物産協会ホームページに掲載されている広告の取り下げについて、次のとおり申し込みします。

バナー広告の名称	
広告掲載期間 (決定通知期間)	年 月 日から 年 月 日まで
広告掲載取止期間	年 月 日から 年 月 日まで
取り止めの理由	
担当者・職名・氏名 電話・FAX メールアドレス	